

議 事 録

第 30 回 定 例 総 会

令和 8 年 1 月 9 日

太田市農業委員会30回定例総会議事録

開会日時 令和8年1月9日(金) 午後2時
閉会日時 令和8年1月9日(金) 午後3時
開催場所 太田市役所 新田庁舎 大会議室(2階)

出席委員 (17人) 1長谷川 耕一 2遠藤 弘一 3山田 清作 4長島 佳男
5太田 安弘 6塚越 仲夫 7原田 和男 8飯塚 茂夫
9津久井準一郎 10木村 克己 11高木 勝 12清水 由紀江
13中村 幸江 16石原 康男 17室田 道博
18永井 幸二 19片亀 昌子

欠席委員 (1人) 15小磯 典夫

出席職員 (9人) 毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 高田次長補佐 川田係長代理
町田主任 須永主任 永井主事 堀越主任専門員

会議に付した事項 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

協議事項 農地転用を伴う蓄電池施設の設置に関する取り扱いの策定について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第30回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員17名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、11番 高木勝委員 と 12番 清水由紀江委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書7ページを御覧ください。議案第4号の提出案件数ですけれども、本日、急遽1件申請の取下願が提出されましたので、件数が1件減りまして、17件に訂正をお願いいたします。また、その案件が、9ページの7番が取下げという形になりますので、お願いいたします。
また、議案書の目次を御覧いただければと思うんですが、目次の議案

第1号の議案名が農地法許可取消願となっておりますが、正しくは農地法関係許可取消願となりますので、農地法と許可の間に「関係」という漢字を入れていただければと思います。よろしく願いいたします。以上です。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 議案第1号 農地法関係許可取消願について、議案書1ページに記載のとおり、会長宛てに1件提出されております。
1番、細谷町の土地について、許可後、契約を賃貸借から売買へ変更するため、当該許可を取り消すものです。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会より報告願います。
- 1番委員 第1地区協議会、沢野地区が報告いたします。
本件につきましては、転用目的が露天駐車場用地ということで、これは令和5年1月13日に、賃貸借の露天駐車場にここで許可を得たんですが、いろいろな事情があるようで、許可後、契約を賃貸借から売買へ変更するため、当該許可を取り消したいということで、協議会で現地を確認したところ、この土地につきましては畑となっております、農地性の確認ができております。
また、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、当地区協議会としては許可相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 員 なし。

議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。

議長 長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は6件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 龍舞町の土地 畑 4,177 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 大島町の土地 田 1,131 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 新田小金井町の土地 畑 1,382 m²、農地を譲受け、経営の安定を図りたい。

4番 新田上江田町の土地 畑 403 m² 外2筆 計2,980 m²、家族で農業に精励しており、充実した農業経営のため、農地を取得したい。

5番 新田花香塚町の土地 田 519 m² 外1筆 計1,709 m²、農地を買い入れ、経営を拡大したい。

6番 新田上田中町の土地 田 1,454 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

番号1番から6番について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議長 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会より報告願います。

2番委員 番号1番について報告いたします。
譲受人は●●●の人でありまして、今度は龍舞町の畑を売買で取得す

るものであります。以前は●●●●●●でナスを栽培しておりました。●●●と太田は大体距離が、●●●から同じような状態というようなものが計画書の中に書いてあります。去年のナスの実績が5反ぐらいで●●●万円だそうです。今年は●●●●万円の目標を掲げております。

現地を確認したところ、周辺農地に支障もなく何ら問題はありませんでした。申請理由として、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。高齢で規模縮小するため譲渡したいという内容であります。農地法第3条第2項各号には該当しませんので、第2地区においては許可相当として承認されております。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第2地区協議会より1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号2番について報告します。

当地区協議会で調査した結果、譲受人は必要な農機具を所有しており、申請地を取得し、規模を拡大したいということです。

現地を確認したところ、農地法第3条第2項各号には該当しませんので問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

にあったので、審議を求めます。
提出件数は11件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数11件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 981の内0.11㎡ 外3筆 計2,406の内0.31㎡、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

2番 古戸町の土地 1,028の内528㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に隣接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 上田島町の土地 1,284㎡ 外1筆 計2,485㎡、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

4番 上田島町の土地 2,363㎡ 外1筆 計4,227㎡、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

5番 新田中江田町の土地 436㎡ 外1筆 計1,599㎡、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

6番 新田村田町の土地 287㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断され

ます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

7番 大原町の土地 1,711 の内0.816 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

8番 大原町の土地 603 の内0.23 m² 外1筆 計1,809 の内0.47 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

9番 大原町の土地 133 m² 外4筆 計1,014 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設に供する場合」には例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農業用施設用地として敷地拡張するものです。

10番 大原町の土地 40 m² 外1筆 計163 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

11番 大久保町の土地 855 m² 外1筆 計1,875 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から4番について、第1地区協議会より報告願います。

なお、番号4番については、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

1 番 委 員

番号1番について、第1地区協議会から報告いたします。

この申請につきましては、営農型太陽光発電施設用地の3年間の更新
手続の申請でございます。申請理由は、下部農地でミョウガなどを栽
培しながら、引き続き営農型太陽光発電設備を設置したいというこ
とでございます。当地区協議会で現地を確認したところ、周辺農地への
支障もなく問題ないと思います。また、申請人の方と同行して現地を
確認したところ、下部の周辺ともに整備されておまして、また、ミョ
ウガ以外に、ニラ、フキ、セリ等を栽培し、前向きに収益の確保に取り
組んでいるというようなことございまして、当地区協議会としまし
ては許可相当と意見決定しております。

続きまして、2番につきましてご報告いたします。2番につきまして
は、台帳は宅地、現況が畑ということで、申請理由は、三世代で同居し
ており、駐車スペースが不足しているため、農家住宅の敷地の一部と
して利用したいということで、農家住宅用地の敷地拡張でございます。
また、住宅用地と528㎡が一体利用ということになっております。
当地区協議会で現地を確認したところ、周辺はもう既に住宅が密集し
ているような地域ございまして、周辺農地には何ら問題はないとい
うふうに判断いたしまして、許可相当といたしました。

7 番 委 員

1番、2番ともに、再度ご審議のほど、よろしく願います。

それでは、3番、4番の上田島町の農地について7番が報告します。
雨水がたまり、畑地としての利用がしづらいため、かさ上げして利用
したいということなのですが、チェックリストに基づき現地を確認し
た結果、周りの農地にも支障はないので、許可相当と決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

10 番 委 員

番号4番の新田木崎町の土地に関して報告します。

先ほどの上田島町の土地と同じく、田んぼのため雨水がたまり、畑地
としての利用がしづらいため、かさ上げして利用したいとのことです。
当地区協議会でもチェックリスト上問題はなく、許可相当と意見決定
しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告があり
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18 番 委 員

1 番の関係で、これは今回で4回目の更新なんですけれども、説明でミョウガなどを書いてありますけれども、ニラ、セリを今後ともやっていきたいという説明がありました。これについて、ミョウガは、3年間で4回目だから、3回目で9年ぐらいたっているんですね。それで、こういう資料は、今までの実績というのは、収量とかそういうものは地区の委員さんのほうにはやってあるんですか。

事 務 局

まず、こちらの方は今回で4回目の更新ということなんです、2回目の更新については3年間だったんですが、昨年、3回目の更新は1年間だったので、それで今回、4回目の更新ということになっております。収量の報告についてなんですけれども、委員さんのほうには、今まで収量については8割には届いていなかったということでご報告はさせていただいております。なので、昨年の3回目の更新については、収量が達していなかったということで1年間の更新ということになってしまったため、ミョウガの作付をパネル下部以外の場所でもしていただくということで、作付面積を増やすということで計画を上げていただいて、それで1年間見ていこうという話になりました。結局、パネルの下部以外で、日陰にならない場所でミョウガをやるのはなかなか難しいとご本人が判断されまして、そのため、パネル下部以外の部分では、先ほど委員さんからお話しいただいたニラ、ネギ、フキ、セリといったほかの作物を作付していただくということで計画を変更いただきました。今時点で、その他のミョウガ以外の作物をもう既に作付していただいておまして、今までミョウガの収量が8割に達していなかったという部分があるんですけれども、その面積全体に対する作付ということで足りていなかったのも、今回、パネル以外の部分は別の作物を作付していただくということなので、面積としてはパネル全体ではなくてパネル下部だけになったので、面積は減ったということになるので、もちろん収量を上げていただくというところはあるんですけれども、ミョウガに関しては根づくのに時間がかかる場所もありますので、これからの経過も見ていこうということで3年の更新にさせていただきましたということになりました。

18 番 委 員

長々な説明、すみませんでした。ただ、この後、やはりミョウガがどうのこうのというので、3年間、2回目だとかって。栽培的に農業委員、あるいは最適化推進委員が現場を見るわけですから、その辺の確認というのはやっぱりちゃんとしないと、これを出せば何でも通っちゃうんだと、そういう形の中でやっているのがありやしないかなと。事務局だって現場を見ていないでしょう。

事務局 一応、見てはいます。

18番委員 見ていないよな。だから、書類でチェックするだけでしょ。

事務局 一応、1年間に1回はちょっと現地のほうを見させていただくということにはなっているんですが。

18番委員 それは収穫のときに見ているのか、それとも生育のときに見ているのか。

事務局 更新のときには毎回出ています。

18番委員 まあいいんですけども、営農型太陽光の場合は発電と生産を両方やるということなので、我々、その辺の指導はやっぱりやっていかなくてはならないと思うんです。例えばミョウガの場合は1年目で300何キロ、2年目は倍取れるんですよ。ただ、何年間も作ると、連作で根茎の不具合だとか、ああいうのが出ちゃうんですよ。だから、こんな長く続けてできるわけがないんですよ。だから、そういうのをどういう対策をしているとか、そういうのはやっぱりチェック機能でやるべきだと思うんですね。それが農業委員会の審議の中の方針だと思いますので、何年も作ってできるんだったら大したものだなと思って質問したわけです。一応、それだけです。これからほかにもミョウガなんかは出てきますけれども、そういうのはやっぱり地域の中でよく確認して、指導するところは指導して姿勢を示すというのが大事だと思うので、私は意見として言っただけです。以上です。

議長 ありがとうございます。ほかにご意見はありますか。

6番委員 私の理解がちょっとしづらいので、あれなのか分からないですけども、2番の台帳上は宅地で、現況は畑ですよ。この台帳上というのは固定資産税上ですか。

事務局 台帳というのは、登記上の地目ということになります。登記上の地目は宅地だったんですが、現況の使い方としては畑というふうに登録をされておりまして、実際、2番については課税上もこちらの部分は畑として課税はされていたものということになっております。

6番委員 それなので、後ほど許可を取ることだったんですね。

事務局 そうです。現況は畑、うちのほうで農地台帳に登載がされているものになるので、登記地目は宅地だったとしても、使い方が農地であれば農地転用の申請を出していただくということになっております。

6番委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 それ以外にありますか。
 委 員 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定
 いたします。

議 長 続いて、番号5番及び6番について、第5地区協議会の調査した意見
 結果を報告願います。

10番委員 番号5番について報告します。
 この案件は、雨水がたまり畑地として利用がしづらいため、かさ上げ
 して利用したいとのことです。現地を確認したところ、この田んぼの
 北側と西側が、何年か前にやはり下に水がたまるということで、かさ
 上げをしてあるんですね。それで残ったところなので、やっぱりこの
 場所をかさ上げしないと、ハウレンソウとかを作るにはどうしても水
 でやられてしまうということなので申請がありました。
 第5地区で協議した結果、チェックリスト上も問題はなく許可相当と
 意見決定しました。よろしく願います。

9番委員 番号6番について、報告いたします。
 この案件は、隣接する自己所有の宅地の売買の関係で、行政書士のほ
 うで調査したところ、自宅の一部が農地だったということが判明しま
 した。そこに農作業場と資材倉庫が建っておりまして、今回、始末書を
 添付し、是正するもので、このようなことが二度とないよう十分注意
 するとのことで、現地を訪問して聞き取り等もやりまして、二度とし
 ないということで確約が取れましたので、特に周囲に支障はないので、
 問題ないものと判断しまして、許可相当と意見決定しました。
 再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号5番及び6番について報告があり
 ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号5番及び6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番及び6番を許可とすることに決定

いたします。

議長 続いて、番号7番から11番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号7番、8番について、ご報告をいたします。

2件とも営農型太陽光の更新でございます。7番につきましては、下部農地でサカキを栽培しておりますけれども、植栽状況が極めて不良のため、前回、第29回の定例会で更新時にその期間を1年として改善を促したところでございます。また、本年7月には、会長名で本人に対しまして改善措置の指導を行ったところでございます。現在、申請人は既に新たに植栽するための苗木を準備しております。今年の3月には移植するという手配をしているようでございます。それで改善を図るという状況にはなっておりますけれども、現状としましては、前回の植栽率は20%内外ということで、1年にした状況から変わっておりませんので、植えた後の状況を確認して期間を定めていくというふうにすることが望ましいのではないかとということで、地区協議会といたしましては今回も期間を1年とするということで意見集約したところでございます。

8番でございますけれども、下部農地ではミョウガを栽培しているところでございますが、先ほど18番委員からもミョウガの収穫量というようなことがありましたけれども、当地につきましては、申請書の中の書類を見ますと、前回、3年連続で地域の平均の120%を収穫しているというような実績報告もされているところでございます。周辺農地への影響も特に認められないという状況から、協議会としましては許可相当と決定したところでございます。以上です。

12番委員 番号9、10、11番について、報告いたします。

3件とも是正するものです。9番、10番は同じ方ですが、9番は、以前は育苗ハウスとして利用していたハウスを現在は農機具、施設用地として利用し、10番は農家住宅用地として、農地にはみ出していたために是正するものです。

11番も同様、元育苗ハウス等の利用と、さらに堆肥置場として利用していた場所を農地法の許可なく使用していたために是正するものです。第6地区で現場を見させていただいた結果、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、第6地区協議会より番号7番から11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

8番委員 参考までにお聞きしたいんですけども、太陽光パネルの設置について、1番でもあるんですけども、遮光率が74.56%、7番が64.62%、8番は46.5%とあるんですけども、これは何%以上ならいいよとか、要するに下で育てる野菜なんかによっても違うのかもしれないですけども、何か基準とかそういうものはあるんですか。

事務局 事務局からご回答いたします。こちらについて、具体的に何%だったらの作物がオーケーという農地法上のルールはないんですが、必ず営農型太陽光を設置するときに、申請に知見を有する者の意見書ということで、営農型太陽光の下にこの作物をやっても問題ないという研修者等のデータ等をつけていただいています。ですので、委員のご指摘のところでお答えするならば、パーセントというのは特段審査基準等には含まれておりませんが、意見書の意見を基に判断をしているということになります。以上です。

8番委員 了解しました。

議長 委員 長 それ以外にございますか。
委員 長 なし。
議長 長 それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号7番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号7番から11番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は17件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数17件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 647㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に隣接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるも

のについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

2番 高林北町の土地 346 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 藤阿久町の土地 166 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

4番 別所町の土地 109 m² 外1筆 計250 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 別所町の土地 101 m² 外1筆 計346 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 下田島町の土地 296 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 東金井町の土地 1,106 m² 外1筆 計1,659 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

9番 安良岡町の土地 875 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

10番 安良岡町の土地 1,046 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

11番 西長岡町の土地 965 m²、農地区分 第二種 露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

12番 尾島町の土地 354 m²、農地区分 第二種 事業所用地として転用するものです。

13番 粕川町の土地 726 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

14番 新田市野井町の土地 499 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。一般住宅用地として転用するものです。

15番 新田市野井町の土地 88 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問

題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

16番 新田市町の土地 386 m² 外1筆 計1,041 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

17番 大原町の土地 2,471の内0.3541 m² 外1筆 計2,630の内0.3638 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

18番 大原町の土地 1,574 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

老人デイサービスセンター用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号1番と2番につきまして、第1地区協議会が報告いたします。
1番につきましては、議案1号の1番との関連でございまして、1番のところで取消しがあったわけですが、その土地を今回は露天駐車場用地として、申請理由としますと、製造業を営んで、駐車場が不足しているために既存の駐車場に隣接している申請地を取得し、駐車場として利用したいということでございます。
また、2番につきましては、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということです。当地区協議会で周辺を確認したんですが、特段、周辺の農地等には影響がないと判断しまして許可相当にしてあります。また、2番につきましては、これも住宅をつくると

ということでございますが、周辺を確認したところ、周辺農地には特段問題ない、既存集落の場所にございまして、当地区協議会では許可相当というふうに意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7番委員

続きまして、番号3、4、5、6について7番が報告します。

3番についてですが、所有しているアパートの駐車場が手狭なため、申請地を取得し、駐車場として利用したいということです。チェックリストに基づき現地を確認したところ、三角の土地なので、一辺が駐車場に面して、そのほかは道路に面しているため、農地には面していないので、許可相当と意見決定しました。

4番、5番についてですが、借家に住んでいるが、手狭になったため申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということです。現地を確認した結果、分譲地で周りにもう農地もないので、許可相当と決定しました。

6番についてですが、これも借家に住んでいるが、資金の都合がついたため申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということなので、チェックリストに基づき現地を確認したところ、南側は道路で、北側は住宅になっております。西側に農地があるんですが、何も作ってなくて草が出ている状態なので、周辺農地には影響がないと意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号8番から10番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員

番号8番、9番、10番について報告します。

これは先月も出た案件なんですけれども、農地法ではほとんど問題が

なく、近隣に影響もないんですけれども、あとは太陽光発電と蓄電池の設置の問題です。メーカーさんのほうで蓄電池の周りに2.5mの防音壁を設置して、近所に迷惑をかけないという提案になっているのと、50m以内に関係している住宅のある人に集まってもらって説明会をしたということですから、第2地区としては許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。

議長 長 ただいま、第2地区協議会より番号8番から10番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。

委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号8番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号8番から10番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 続いて、番号11番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 番号11番について報告いたします。

当該地は●●●●●●●●の南側にありまして、前は遊休農地であったものが売買によって露天駐車場、それと露天資材置場に変えたい、そのような案件でございます。現地を確認しましたところ、周りは宅地がいっぱいございまして、分譲地もできているような状態ですので、農地への影響はございませんので、我々としては許可相当という結論を得ましたので、再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。

議長 長 ただいま、第3地区協議会より番号11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。

委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号11番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号12番及び13番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 番号12番、13番について、報告いたします。
まず12番ですけれども、父の代から利用してきた申請地を調査したところ、農地法の許可を得ずに宅地として利用していたことが判明したため是正したいということで、●●さんという方は車屋さんをやっていますので、今後まだ事業を継続していくということで、第4地区では許可相当といたしました。
13番ですけれども、これは先月、先々月と保留になっておりました葦川地区の業者と同じ方ですが、近隣の50m範囲の住宅地に説明会を開いて説明して、あと、防音壁を造るということをしました。近隣の方には許可をいただけたということで、今回は許可相当といたしました。以後、審議をよろしく願います。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号12番及び13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号12番及び13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号12番から13番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号14番から16番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号14番から15、16と続けて報告したいと思います。
見ていただければ分かるように、14番、15番は関連した土地で、隣接した土地となっております。地番も枝番となっております。14番から説明をしたいと思います。現在、実家に住んでおまして、住宅を新築したいとのことで申請がありました。チェックリストに基づきまして現地確認をしましたら、周囲も道路と畑となっており、支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
続きまして、15番につきましてですけれども、先ほど申し上げたとおり、現在、内装業を営んでおまして、今回、購入する隣接地、14番

議 長
事 務 局

事務局は特にありますか。

私もちょっと勉強不足のため、どこまで、何mがオーケーとかというルールはすぐ出てこないんですけども、基本的に農地法の中で判断できない部分については、毎月、他部局に農転調整ということで照会をかけて、他法令で問題がないかというのを見ていただいている中で問題はありませぬという回答をいただいていたので、その中で、もしフェンスが必要な案件であれば、そういったフェンスをつけてくださいとか、例えば開発とかでも一体利用とか、宅地とか駐車場を区切らなければいけないんですよということで、開発上の要件でフェンスをつけなさいという指導は出たりするんですが、申し訳ありません。どうしてもフェンスの高さの基準というのは私のほうで知恵を持っていないので、ただ、いずれにしても他部局で確認しておりますので、ご了解いただければと思います。以上です。

18 番 委 員

私が質問したのは、転用してから、良心的な業者だったらいいんですけども、良心的でない業者はどんどん構わないで置いて、周辺に迷惑をかけるような資材置場になっては困るんだな。見ていて、そういうところも見受けられますよね、こんな高くね。中で何をやっているのか分からないけれどもね、そういう意味で私はちょっと質問をした。意味は分かるよね。だから、その辺のところはやっぱり注視しなくてはならない。以上です。

議 長
委 員
議 長

ありがとうございます。それ以外はありますか。

なし。

それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号 14 から 16 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 14 番から 16 番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号 17 番から 18 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17 番 委 員

番号 17 番につきまして、報告させていただきます。

17 番につきましては、議案 3 号 8 番に許可をいただいた施設に隣接する一体管理をしている営農型太陽光発電です。

農地につきましては、先ほど申し上げましたけれども、下部でミョウ

ガを栽培しておりますけれども、収穫状況は極めて良好であるという状況であります。また、農地の管理もよく行われているため、地区協議会では許可相当と判断いたしましたところでございます。以上です。

12 番 委 員 番号 18 番について、第 6 地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、老人施設用地として使用するものです。先月に出ました老人施設用地が周りの住宅からの反対ということでやめた結果、ほかの土地を見つけて、この土地が老人施設として動くこととなりました。現場を見た結果、第 6 地区で許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 17 番及び 18 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議 長 番号 17 番及び 18 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 17 番及び 18 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第 1 号は先月、農業会議に意見聴取した 12 月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規定第 3 条によるものでございます。

議 長 太田市農業委員会会長専決規程第 2 条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、ご報告いたします。

議 長 続いて、報告第 2 号から第 5 号について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、14 ページに記載のとおり、2 件提出されております。

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、15 ページから 18 ページに記載のとおり、23 件提出されております。

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、19 ページから 20 ページに記載のとおり、10 件提出されております。

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出

について、21 ページから 26 ページまでに記載のとおり、15 件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご質問等もないようですので、続きまして、協議事項、農地転用に伴う蓄電池施設の設置に関する取り扱いの策定について、事務局より提案をお願いします。

事 務 局 協議事項、農地転用に伴う蓄電池施設の設置に関する取り扱いの策定について、別紙のとおり策定したいので、決定を求めます。
また、運用につきましては、定例総会承認後を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
取り扱いの紙については、地区協議会で配付したA4縦判の1枚紙でございますが、農地転用に伴う蓄電池施設の設置に関する取り扱いという案のものについて策定いたしましたので、決定のほうを求めたいと思います。運用につきましては、この総会でご承認いただければ、その後に施行するという形になりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より提案がありました農地転用に伴う蓄電池施設の設置に関する取り扱いの策定について、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局の提案のとおり決定いたします。
以上で第30回定例総会を終了します。

閉 会 令和8年1月9日（金） 午後3時